

令和３年度第１回甲賀市下水道審議会 次 第

日 時：令和３年４月２８日（水）午前９時３０分から

場 所：甲賀市役所 ５階 第１委員会室

- １．開会
- ２．市民憲章唱和
- ３．会長あいさつ
- ４．審議会委員の委嘱状交付
- ５．市長あいさつ
- ６．審議
 - ・下水道使用料改定について
- ７．その他
- ８．閉会

下水道使用料設定の考え方と 使用料の改定について

甲賀市上下水道部

～ 目 次 ～

I 下水道使用料設定の考え方

1. 公営企業の原則
．．． 4
2. 下水道使用料の基本原則
．．． 5
3. 企業会計の財源構成について
．．． 7
4. 民間企業との違い
．．． 8
5. 下水道使用料制度
．．． 10
6. 地方公営企業法における
使用料設定の考え方
．．． 11
7. 総括原価方式に基づく
料金の在り方 ．．． 12

II 使用料改定案と考え方

1. 下水道使用料の現状
．．． 15
2. 令和2年度決算見込の状況
．．． 20
3. 改定の必要性
．．． 21
4. 平均改定率について
．．． 25
5. 総括原価の配賦について
．．． 27
6. 新旧使用料比較
．．． 28

I 下水道使用料設定の考え方について

I-1 公営企業の原則

独立採算性の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「**独立採算性の原則**」が適用されます。

「雨水公費・汚水私費の原則」と「受益者負担の原則」

雨水の処理に要する経費→公費（一般会計）、汚水の処理に要する経費→私費（使用料）で賄われる。この費用負担の原則を「**雨水公費・汚水私費の原則**」という。

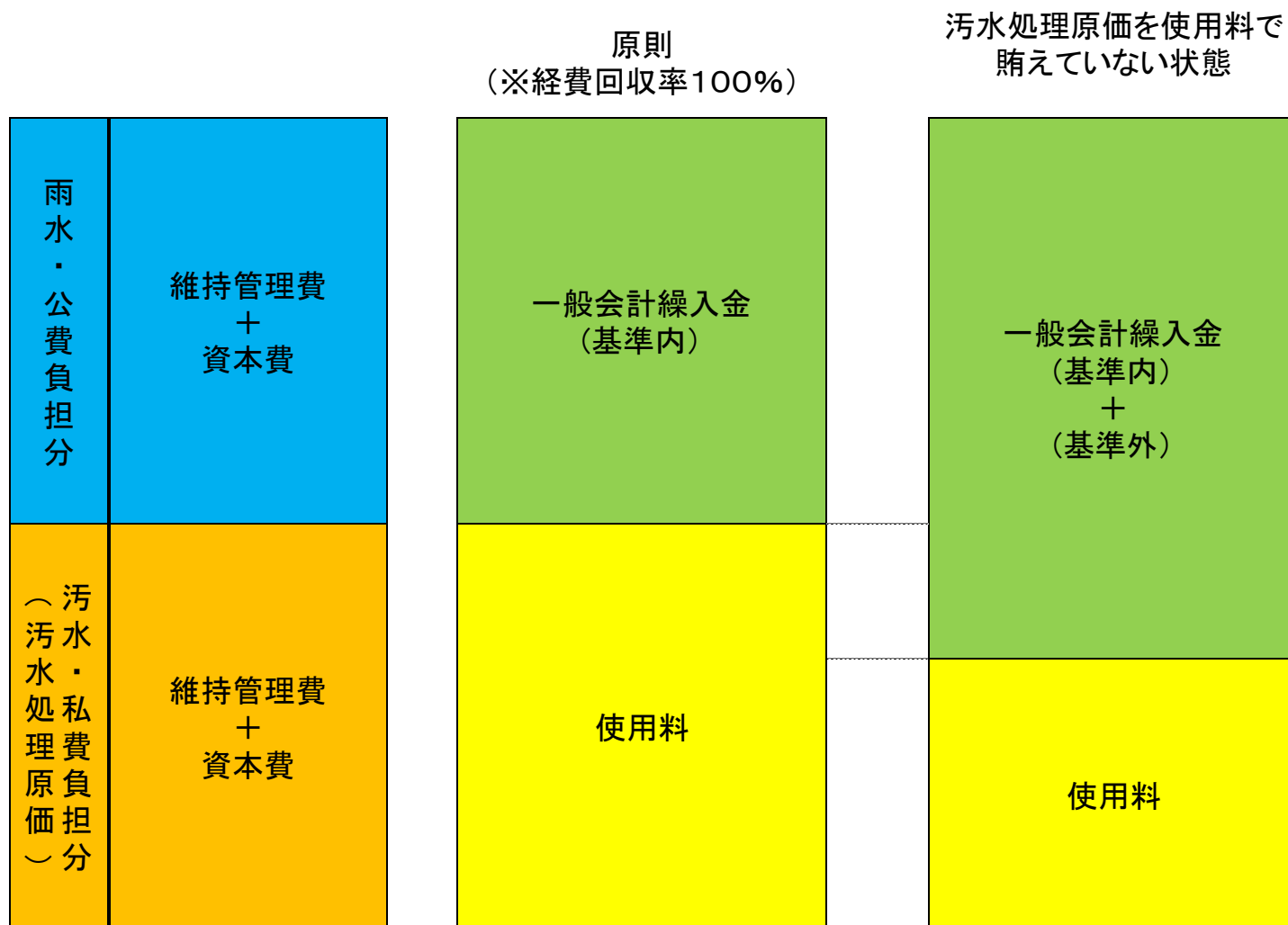
【雨水】

雨水は汚水と異なって自然現象によるものであり、雨水の処理により都市の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから、公費負担とされます。

【汚水：受益者負担（原因者負担）の原則】

下水道の利用者は、生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、汚水の処理は、私費（使用料）で負担します。

雨水・汚水負担財源のイメージ



▶ ※経費回収率＝汚水処理原価÷使用料×100

100%以上あれば、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示している。

I-2 下水道使用料の基本原則

地方公営企業法

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(中略)をもつてこれに充てなければならない。(以下略)

I-3 企業会計の財源構成について

公営企業会計においては、収益的収支の利益を資本的収支（投資等）の不足分に充当することとなっています。

公営企業会計の財源構成のイメージ

収益的収支	収入	使用料収入	繰入金	その他
	支出	維持管理費（検針・徴収関係、施設維持管理、薬品・動力費等） 資本費（減価償却費・支払利息等）		収支差額（利益）①

※業務活動によるCF

資本的収支	収入	補助金 企業債等	繰入金	不足分を①+②で補填	内部留保資金②
	支出	建設改良費	企業債償還金		

※投資活動によるCF、財務活動によるCF

※内部留保資金とは・・・減価償却費等、非現金支出の費用計上分を後年度の建設事業等に充当するための財源
公営企業独自の考え方となる。

I -4 民間企業会計との違い

区 分	官公庁会計 (一般会計等)	公営企業会計 (水道会計・下水道会計等)	民間の企業会計
簿記方式	単式簿記	複式簿記	複式簿記
純利益の考え方	基本存在しない。	「必要な剰余金(公共的必要剰余金)」として 借入金の償還や建設改良費の財源となる。 ※黒字計上が前提として制度化	「もうけ」であり、役員報酬、株式配 当、法人税等で外部に流出する。
予算・決算	議決案件 予算・決算報告書(税込)	議決案件 予算・決算報告書(税込) 会計決算は財務諸表(税抜き)	会計決算のみ(財務諸表)
収益・資本	概念がない ※近年公会計導入	予算・決算が「収益的収支予算」と「資本的収 支予算」に分かれている。 ※柔軟な執行ができない。	概念はあるが、公営企業会計のよう な縛りがない。 ※自由度が高い

区 分	PL・BSとの関係	CFとの関係
収益的予算	PLの収支に関する予算	業務活動によるCF
資本的予算	BSの収支に関する予算	財務活動・投資活動によるCF

PL …… 損益計算書
 BS …… 貸借対照表
 CF …… キャッシュフロー計算書

公営企業会計と民間の企業会計の大きな違いについては、収益予算・資本予算の有無による違いがあります。

決算書においては、予算に対して決算報告をする必要があります。

CFから見る企業会計と民間企業との違い

①業務活動CF

・・・ 主たる業務活動による現金収支(CF)
※損益計上対象資金

②投資活動CF

・・・ 固定資産の取得・売却による現金収支(CF)
※貸借計上対象資金

③財務活動CF

・・・ 資金調達・返済による現金収支(CF)
※貸借計上対象資金

公営企業会計においては、①業務活動CFが収益的予算であり、②投資活動CF、③財務活動CFが資本的予算となっています。

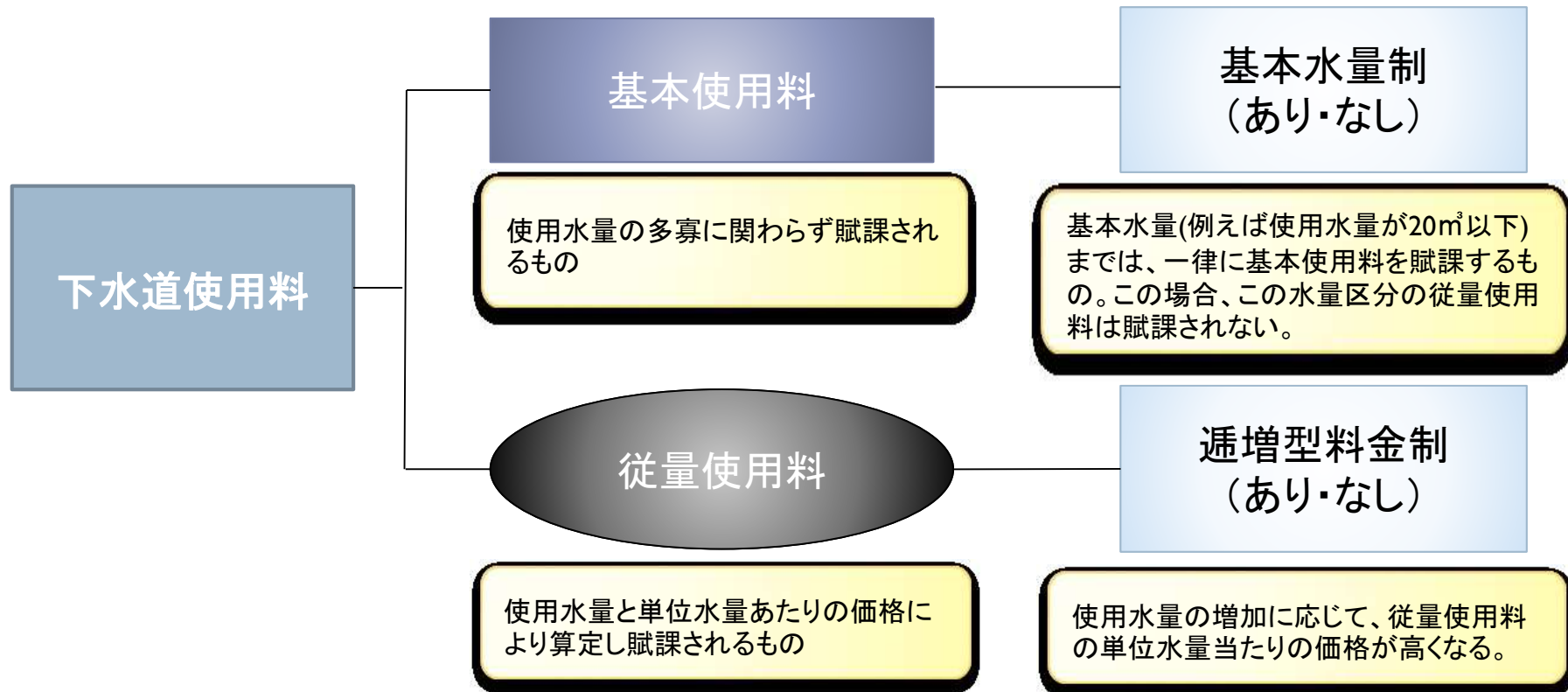
そのため、資本的収支においては、不足がでる構造となっており、この不足分について、収益的収支による純利益と内部留保資金等により補てんするのが公営企業会計となっています。

I -5 下水道使用料制度

下水道の使用料体系

二部使用料制・・・基本使用料と従量使用料の二部から構成される使用料体系

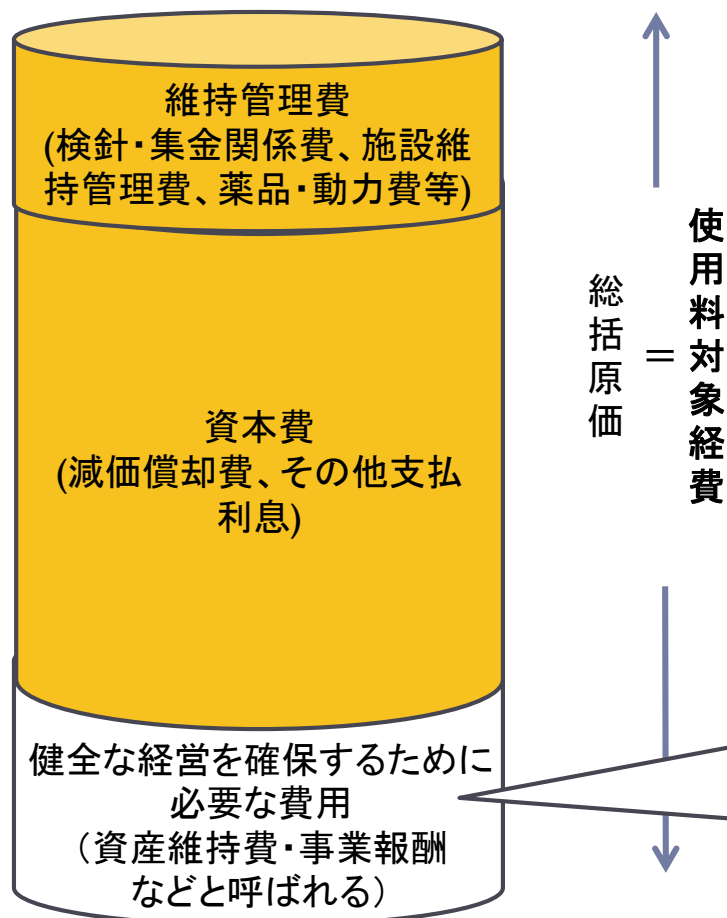
※一部使用料は、基本使用料又は従量使用料のいずれか



▶ ※下水道法第20条第2項で定めている使用料の原則を踏まえて、下水道使用料の算定を行うに当たり、公益社団法人日本下水道協会から「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」が発刊されています。

I -6 地方公営企業法における使用料設定の考え方

地方公営企業法における使用料対象経費のイメージ



必要な資金を必要な分だけ徴収する

総括原価方式

が妥当であるとされています。

(この部分の使い道)

- ・繰越欠損金解消のための財源
- ・各種積立金
- ・特に使途を定めず、繰越利益とする。

※将来の更新需要が増大する場合に必要な費用ですが、負担の増加を考慮し、今回は使用料対象経費には算入していません。

I-7 総括原価方式に基づく使用料の在り方

費用は「固定的経費」「変動の経費」に分解された後に、基本使用料及び従量使用料に配分されます。

総括原価
(使用料対象経費)

分解

固定的経費

変動の経費

配分

従量使用料

基本使用料

1. 「固定的経費」は基本使用料と従量使用料に配分
(本来は全額基本使用料に配分)
2. 「変動の経費」は従量使用料へ配分

固定の経費・変動の経費とは？

固定の経費

排水量とは関係なく、固定的に必要となる費用

- ・維持管理費(検針・徴収関係費、施設維持管理の大部分等)
- ・資本費(減価償却費、支払利息)

変動の経費

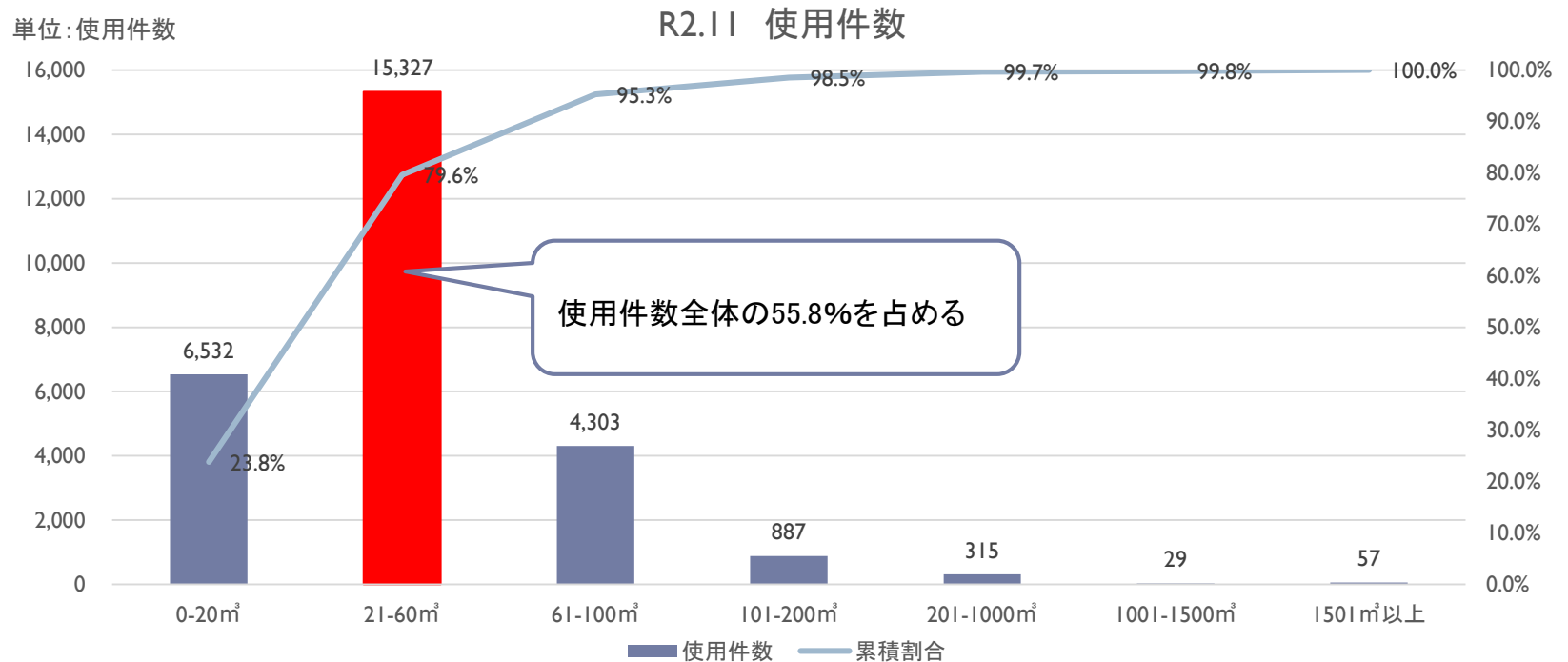
概ね排水量の増減に比例して必要となる費用

- ・維持管理費(薬品費、動力費、マンホールポンプ維持管理費等)

Ⅱ 使用料改定案と考え方について

Ⅱ-1 下水道使用料の現況

使用件数

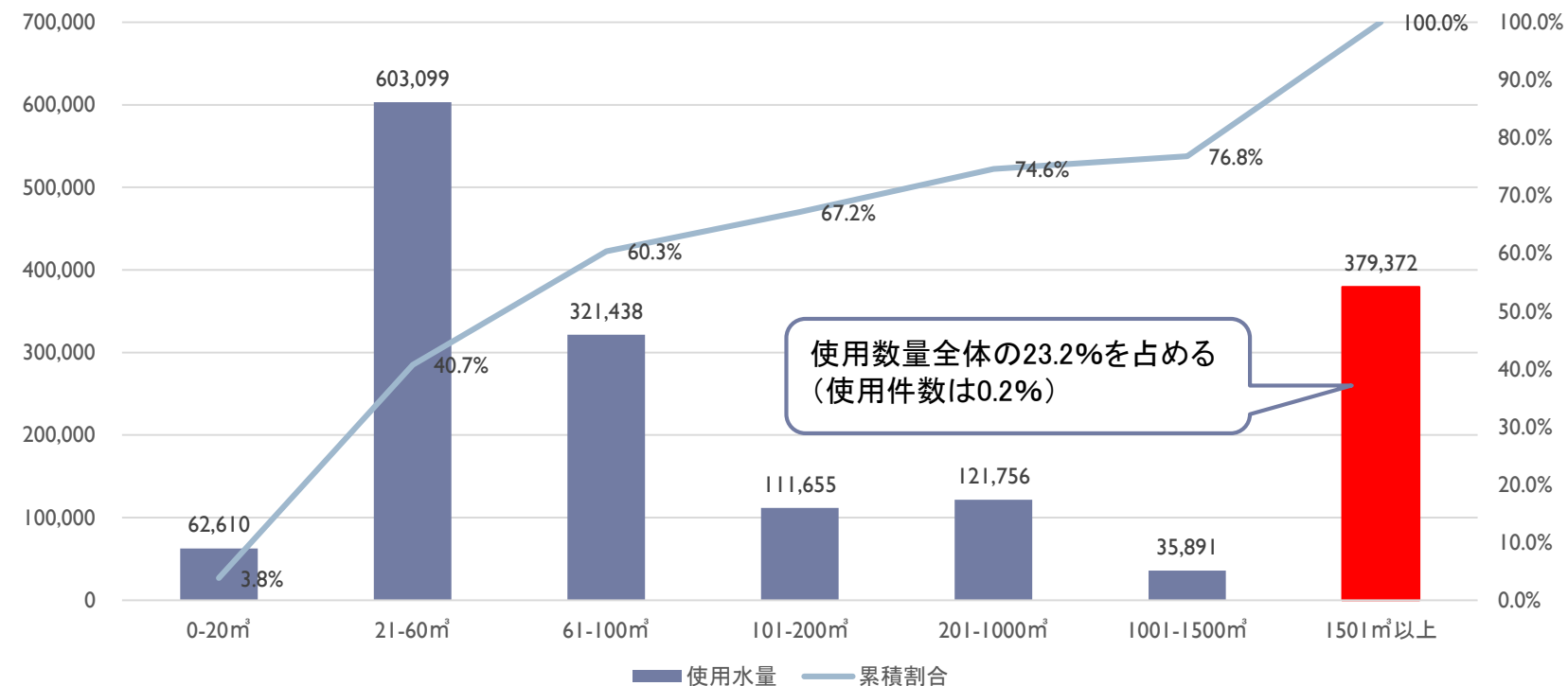


	0-20m³	21-60m³	61-100m³	101-200m³	201-1000m³	1001-1500m³	1501m³以上	計
使用件数	6,532	15,327	4,303	887	315	29	57	27,450
累積割合	23.8%	79.6%	95.3%	98.5%	99.7%	99.8%	100.0%	

使用水量

R2.11 使用水量

単位: m³

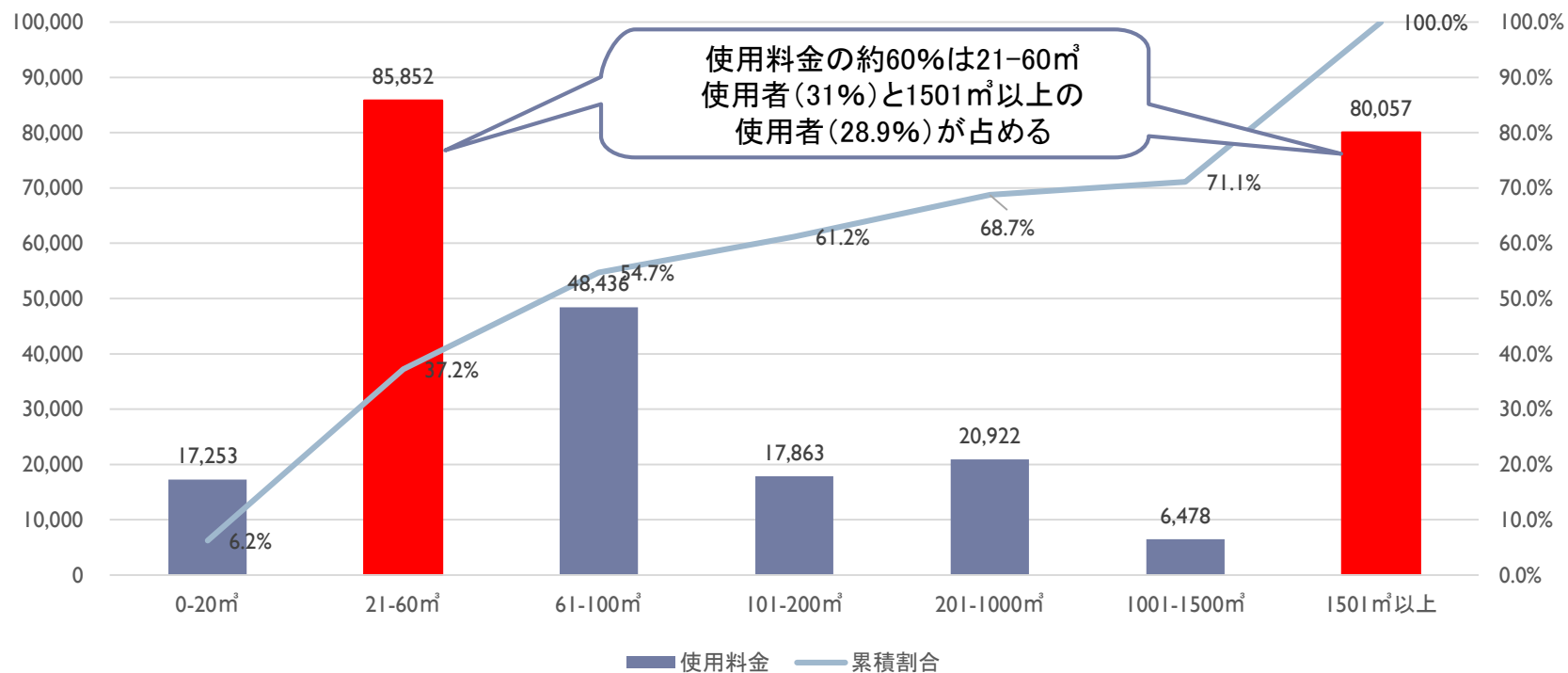


	0-20m ³	21-60m ³	61-100m ³	101-200m ³	201-1000m ³	1001-1500m ³	1501m ³ 以上	計
使用水量	62,610	603,099	321,438	111,655	121,756	35,891	379,372	1,635,821
累積割合	3.8%	40.7%	60.3%	67.2%	74.6%	76.8%	100.0%	

使用料金

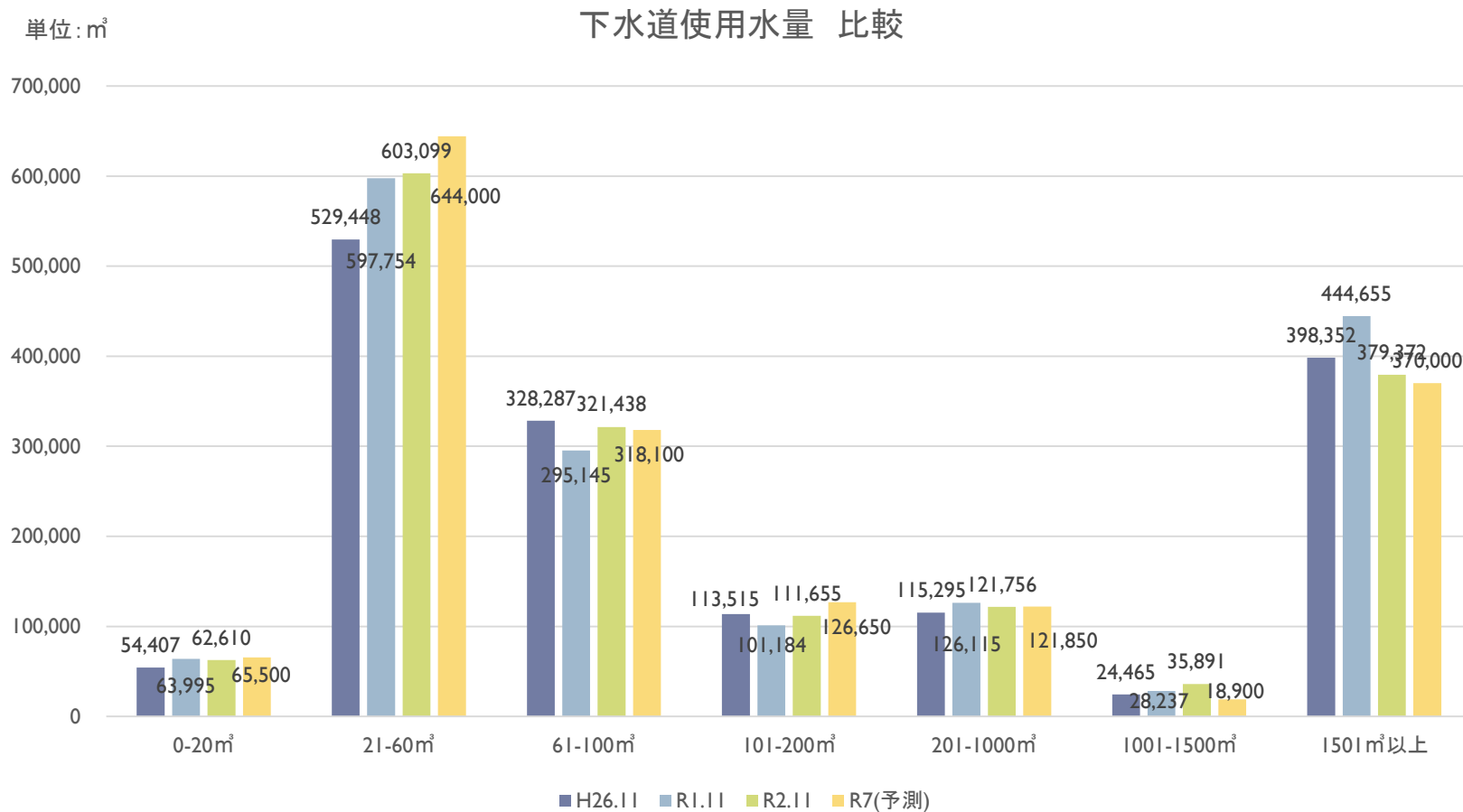
R2.11 使用料金

単位: 千円



	0-20m³	21-60m³	61-100m³	101-200m³	201-1000m³	1001-1500m³	1501m³以上	計
使用料金	17,253	85,852	48,436	17,863	20,922	6,478	80,057	276,861
累積割合	6.2%	37.2%	54.7%	61.2%	68.7%	71.1%	100.0%	

使用水量比較



使用料他市町比較

県内各市町下水道使用料比較 (2ヶ月あたり・消費税10%含む)

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 14㎡	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
	2	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	3	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	4	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	5	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	6	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	7	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	8	米原市	2,684	0	2,684	100.00%
	9	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	13	野洲市	891	1,540	2,431	36.65%
	14	守山市	2,270	150	2,420	93.80%
	14	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	湖南市	1,019	1,355	2,374	42.91%
	18	愛荘町	1,320	924	2,244	58.82%
	19	大津市	1,982	0	1,982	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 20㎡	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
	2	野洲市	891	2,200	3,091	28.83%
	3	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
	4	湖南市	1,091	1,969	3,060	35.65%
	5	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	6	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	7	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	8	甲賀市	2,723	0	2,723	100.00%
	9	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	10	大津市	1,982	711	2,693	73.60%
	11	米原市	2,684	0	2,684	100.00%
	12	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	12	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	守山市	2,270	370	2,640	85.98%
	12	愛荘町	1,320	1,320	2,640	50.00%
	18	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	19	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%

(単位：円)

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 56㎡	1	大津市	1,982	9,195	11,177	17.73%
	2	高島市	3,080	6,330	9,410	32.73%
	3	東近江市	2,640	6,580	9,220	28.63%
	4	湖南市	1,019	7,570	8,589	11.86%
	5	米原市	2,684	5,841	8,525	31.48%
	6	彦根市	2,816	5,544	8,360	33.68%
	7	日野町	2,960	5,356	8,316	35.59%
	8	近江八幡市	2,829	5,353	8,182	34.58%
	9	甲賀市	2,723	5,443	8,166	33.35%
	10	長浜市	2,702	5,346	8,048	33.57%
	11	野洲市	891	7,150	8,041	11.08%
	12	多賀町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	12	甲良町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	12	豊郷町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	15	竜王町	3,960	3,575	7,535	52.55%
	16	守山市	2,270	5,130	7,400	30.68%
	17	愛荘町	1,320	6,072	7,392	17.86%
	18	草津市	2,420	4,884	7,304	33.13%
	19	栗東市	2,390	4,760	7,150	33.43%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 120㎡	1	大津市	1,982	24,984	26,966	7.35%
	2	高島市	3,080	18,480	21,560	14.29%
	3	近江八幡市	2,829	17,485	20,314	13.93%
	4	米原市	2,684	17,303	19,987	13.43%
	5	東近江市	2,640	17,270	19,910	13.26%
	6	湖南市	1,019	18,623	19,642	5.19%
	7	彦根市	2,816	16,280	19,096	14.75%
	8	甲賀市	2,723	16,324	19,047	14.30%
	9	野洲市	891	18,150	19,041	4.68%
	10	日野町	2,970	15,730	18,700	15.88%
	11	長浜市	2,702	15,774	18,476	14.62%
	12	多賀町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	甲良町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	豊郷町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	守山市	2,270	15,150	17,420	13.03%
	16	草津市	2,420	14,960	17,380	13.92%
	17	愛荘町	1,320	15,400	16,720	7.89%
	18	竜王町	3,960	12,485	16,445	7.89%
	19	栗東市	2,390	13,992	16,382	#DIV/0!

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 2,000㎡	1	大津市	1,982	816,671	818,653	0.24%
	2	湖南市	1,019	442,475	443,494	0.23%
	3	高島市	3,080	438,020	441,100	0.70%
	4	野洲市	891	436,370	437,261	0.20%
	5	守山市	2,270	419,523	421,793	0.54%
	6	米原市	2,684	418,902	421,586	0.64%
	7	近江八幡市	2,829	398,629	401,458	0.70%
	8	彦根市	2,816	398,310	401,126	0.70%
	9	長浜市	2,702	397,738	400,440	0.67%
	10	東近江市	2,640	396,220	398,860	0.66%
	11	甲賀市	2,723	385,110	387,833	0.70%
	12	日野町	2,970	375,320	378,290	0.79%
	13	多賀町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	甲良町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	豊郷町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	16	愛荘町	1,320	357,720	359,040	0.37%
	17	栗東市	2,390	345,928	348,318	0.69%
	18	草津市	2,420	344,410	346,830	0.70%
	19	竜王町	3,960	312,675	316,635	1.25%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 6,000㎡	1	大津市	1,982	2,054,700	2,056,682	0.10%
	2	高島市	3,080	1,494,020	1,497,100	0.21%
	3	野洲市	891	1,470,370	1,471,261	0.06%
	4	近江八幡市	2,829	1,454,892	1,457,721	0.19%
	5	米原市	2,684	1,435,302	1,437,986	0.19%
	6	湖南市	1,019	1,419,275	1,420,294	0.07%
	7	長浜市	2,702	1,409,738	1,412,440	0.19%
	8	彦根市	2,816	1,397,110	1,399,926	0.20%
	9	多賀町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	9	甲良町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	9	豊郷町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	12	愛荘町	1,320	1,281,720	1,283,040	0.10%
	13	甲賀市	2,723	1,265,110	1,267,833	0.21%
	14	東近江市	2,640	1,258,620	1,261,260	0.21%
	15	日野町	2,970	1,255,320	1,258,290	0.24%
	16	栗東市	2,390	1,234,728	1,237,118	0.19%
	17	守山市	2,270	1,226,360	1,228,630	0.18%
	18	草津市	2,420	1,158,410	1,160,830	0.21%
	19	竜王町	3,960	1,038,675	1,042,635	0.38%

Ⅱ-2 令和2年度決算見込みの状況

税込収支状況

税込収支状況

収益的収支	収入	下水道使用料 15.9億円		一般会計負担金 9.9億円	長期前受金戻入 10.0億円	その他 0.5億円
	支出	維持管理費等 10.7億円	支払利息 4.3億円	減価償却費等 21.0億円		収支差額 0.3億円

その他
0.4億円

資本的収支	収入	企業債 9.5億円	国庫補助金 2.2億円	出資金 4.0億円	資本的収支不足額 △12.6億円
	支出	建設改良費 10.5億円		企業債償還金 18.2億円	

内部留保資金等

資本的収支不足額明細

資本的収入額が資本的支出額に対し不足額12.6億円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額0.7億円、当年度分損益勘定留保資金11.0億円、繰越利益剰余金処分額0.9億円で補てんします。

※収支差額(税抜き純利益)は、一度目的別の積立金に積み立ててからでないと、資本的収支不足額に補てんすることはできません。

Ⅱ-3 改定の必要性

収益的収支における財源確保のため

老朽化した施設の更新や維持管理に多くの費用が掛かることに加えて、人口減少等による使用料の減収が予測され、令和2年度以降収益的収支において赤字となるなど厳しい経営状況になることが予測されます。

そのため、公営企業として一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく、独立採算制のもと、財源不足を解消し、持続可能な経営のため、使用料の改定により財政健全化を図ることが必要です。

令和3年度から令和12年度までの収支表

令和3年度から令和12年度までの10年間での支出総額は349億円となるのに対して、収入総額は334億円であり、約15億円の不足が生じます。

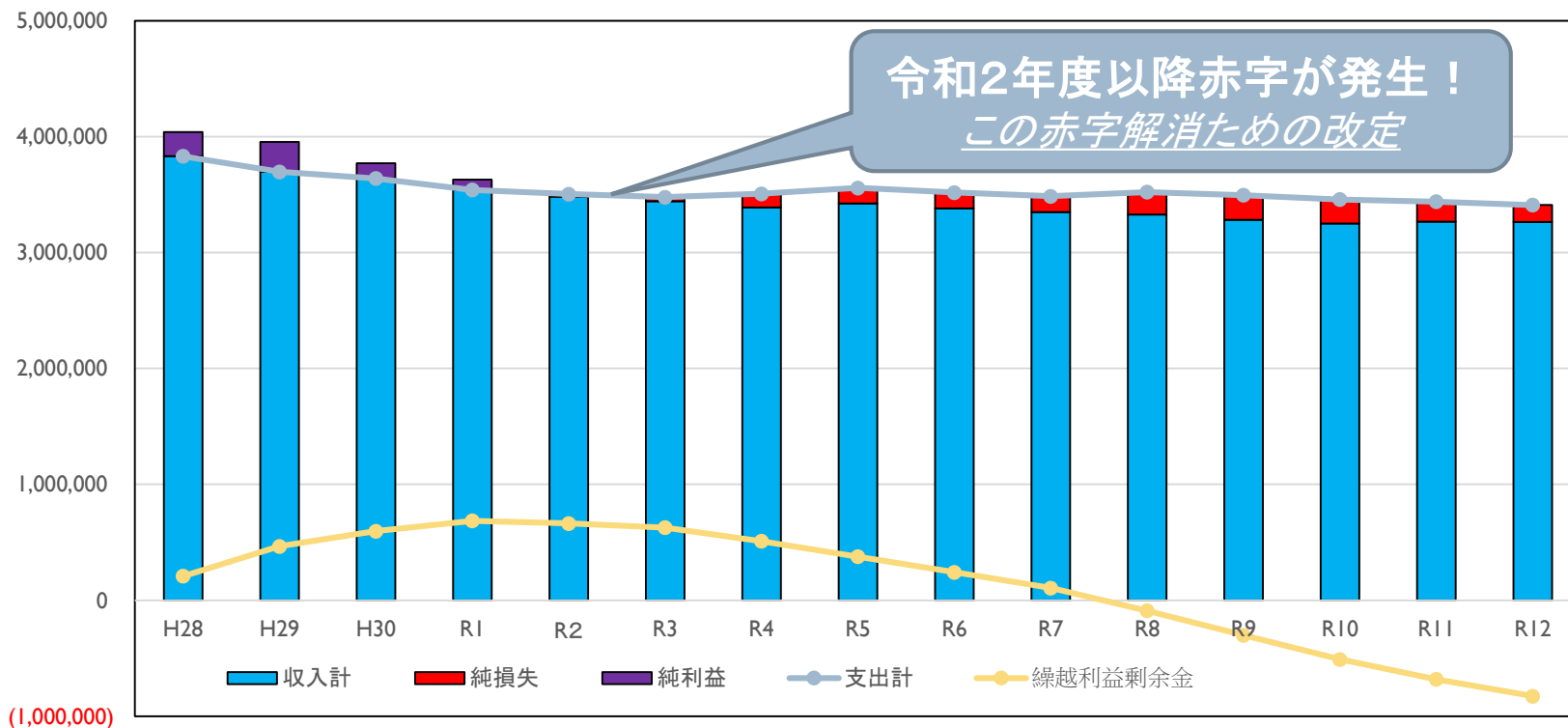
収益的収支	収入	下水道使用料 146.9 億円		一般会計繰入金 89.2 億円	長期前受金戻入 96.4 億円	その他 1.3 億円	収入不足額 14.9 億円
	支出	維持管理費等 110.0 億円		支払利息 30.2 億円	減価償却費等 208.5 億円		

収益的収支

支出はほぼ横ばいなのに対して、収入は減少傾向です。
令和2年度以降赤字が発生します。

収益的収支

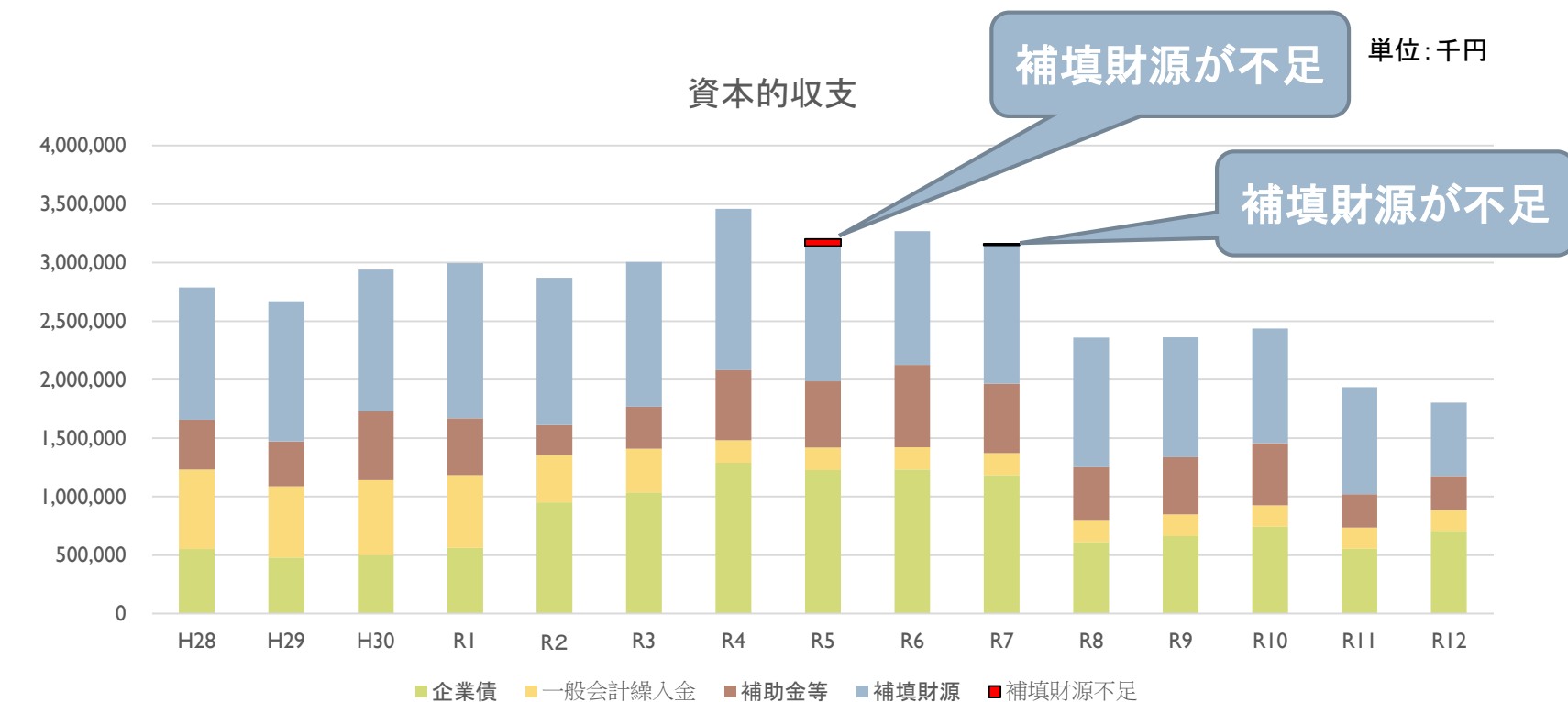
単位:千円



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収入計	4,039,471	3,953,719	3,769,951	3,629,521	3,481,922	3,441,346	3,389,184	3,424,899	3,381,769	3,349,991	3,326,417	3,281,656	3,250,749	3,266,153	3,264,364
支出計	3,831,219	3,696,162	3,638,570	3,540,490	3,504,699	3,478,198	3,506,514	3,557,063	3,517,257	3,485,132	3,522,181	3,494,618	3,457,639	3,438,717	3,409,399
純利益	208,252	257,557	131,381	89,031											
純損失					22,777	36,852	117,330	132,164	135,488	135,141	195,764	212,962	206,890	172,564	145,034
繰越利益剰余金	208,252	465,809	597,190	686,221	663,444	626,593	509,263	377,099	241,611	106,470	-89,293	-302,256	-509,146	-681,710	-826,744

資本的収支

令和5年度と令和7年度に補填財源不足が発生します。



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
企業債	552,900	478,300	499,000	560,900	951,600	1,037,000	1,288,100	1,225,900	1,232,000	1,183,300	612,300	662,800	741,400	554,600	706,600
一般会計繰入金	679,005	610,164	641,252	622,352	404,006	372,490	194,393	192,449	190,525	188,620	186,734	184,866	183,018	181,187	179,376
補助金等	426,584	382,910	590,109	486,498	256,745	357,174	599,666	567,257	704,333	593,694	451,632	488,182	531,982	284,782	290,532
補填財源	1,129,275	1,199,658	1,210,828	1,327,079	1,258,531	1,238,662	1,377,092	1,155,796	1,142,574	1,183,725	1,108,285	1,025,582	980,493	914,367	625,714
補填財源不足								60,294		11,370					

※棒グラフの高さは、支出総額を表しています。

施設維持管理の取り組み

●終末処理場・ポンプ場 26施設（公下3施設、農排23施設）

●マンホールポンプ場 264箇所 ●污水管渠 約720km

- | | | |
|-----------------|---|------------------|
| ①施設の統廃合による経費削減 | ⇒ | 農排施設の公共下水道接続 |
| ②業務の効率化による経費縮減 | ⇒ | 包括的民間委託の導入 |
| ③有収率の向上によるコスト抑制 | ⇒ | 不明水対策の実施 |
| ④水洗化率の向上による増収 | ⇒ | 未接続世帯への水洗化啓発 |
| ⑤安定した下水道サービスの提供 | ⇒ | 経年による老朽施設の修繕・延命化 |

令和3年度～令和12年度

長期的な維持管理経費縮減のための経費が増大

Ⅱ-4 平均改定率について

改定率検討における留意点

1. 汚水処理費を全て使用料収入で賄えていない。
2. 今後の方向性についての指標(例)
 - ①経費回収率100%
 - ②総務省が示す下水道使用料が目指すべき水準
(使用料徴収月3,000円/20m³)

提示案

- ▶ 1期7%、2期15%（平均改定率11.57%）
令和3年度～令和12年度で使用料収入15億円増額

経費回収率について

「経費回収率＝使用料対象経費÷使用料×100」

経費回収率100%とは使用料対象経費を使用料のみで賄えている状態です。

- ・現状の経費回収率 = 90.76%(令和3年度から令和12年度までの状況)
- ・改定案の経費回収率＝100.21%

総務省が示す下水道使用料が目指すべき水準について

下水道事業における使用料対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円／20m³を前提として行われています。(H26.8.29付総務省公営企業課長等通知)

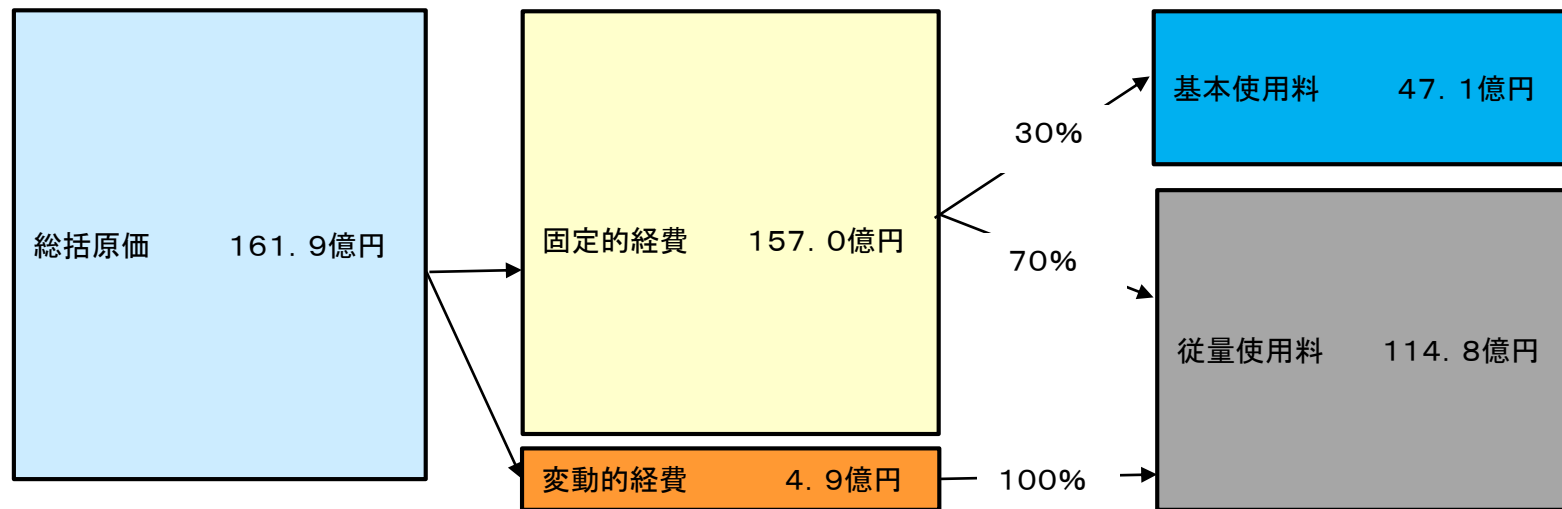
- ・現行の使用料 = 使用料徴収月2,476円／20m³
- ・改正案の使用料＝使用料徴収月3,000円／20m³

Ⅱ-5 総括原価の配賦について

固定的経費の配分は、全額を基本使用料に配分するのが本来であるが、基本使用料が膨大となり使用者に対する影響が大きいことから、固定的経費の一部を基本使用料とする方法が妥当であるとされています。

総括原価配分表（令和3年度～令和12年度の10年間の額）

単位：千円



※固定的経費は配分は維持管理費と資本費の割合をもとにしています。

維持管理費＝基本使用料

資本費＝従量使用料

【参考数値】 原則論どおり固定的経費を全て基本使用料に配分した場合
基本使用料 15.7億円/年（税抜き 2,476円/2月 → 9,532円/2月）

Ⅱ-6 新旧使用料比較

現行 汚水量区分	現行 単価 (a)	改定率 7.9%		
	(円)	第2期		
		②改定後 単価 (a')	②増減額 (a'-b) (円)	②改定率 (a'/b) (%)
0～ 20m ³	2,476	3,000	200	107%
21～ 40m ³	133	140	10	108%
41～ 60m ³	143		10	108%
61～ 100m ³	152	170	10	106%
101～ 200m ³	162	180	10	106%
201～1500m ³	171	190	10	106%
		220	20	110%
1501m ³ ～	200	250	20	109%

参考) 2か月に56m³使う世帯(4人家族)での改定額(税込み)

	【現行】	【改定後】	【増減額】	【改定率】
第1期 …	8,166円	8,228円	62円	100.8%
第2期 …	8,228円	8,844円	616円	107.5%
			計678円	計108.3%

区分ごとの改定率について説明

県内各市町下水道使用料比較（27月あたり・消費税10%含む）

（単位：円）

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 14㎡	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
		甲賀市(2段階)	3,300	0	3,300	100.00%
	2	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
		甲賀市(1段階)	3,080	0	3,080	100.00%
	3	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	4	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	5	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	6	甲賀市(現行)	2,723	0	2,723	100.00%
	7	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	8	米原市	2,684	0	2,684	100.00%
	9	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
		甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	9	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
		東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	13	野洲市	891	1,540	2,431	36.65%
	14	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	14	守山市	2,270	150	2,420	93.80%
	16	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%
	17	湖南省	1,019	1,355	2,374	42.91%
	18	愛荘町	1,320	924	2,244	58.82%
	19	大津市	1,982	0	1,982	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 120㎡	1	大津市	1,982	24,984	26,966	7.35%
	2	高島市	3,080	18,480	21,560	14.29%
		甲賀市(2段階)	3,300	17,600	20,900	15.79%
	3	近江八幡市	2,829	17,485	20,314	13.93%
	4	米原市	2,684	17,303	19,987	13.43%
	5	東近江市	2,640	17,270	19,910	13.26%
	6	湖南省	1,019	18,623	19,642	5.19%
		甲賀市(1段階)	3,080	16,500	19,580	15.73%
	7	彦根市	2,816	16,280	19,096	14.75%
	8	甲賀市(現行)	2,723	16,324	19,047	14.30%
	9	野洲市	891	18,150	19,041	4.68%
	10	日野町	2,970	15,730	18,700	15.88%
	11	長浜市	2,702	15,774	18,476	14.62%
	12	多賀町	2,640	15,180	17,820	14.81%
		甲良町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	12	豊郷町	2,640	15,180	17,820	14.81%
	15	守山市	2,270	15,150	17,420	13.03%
	16	草津市	2,420	14,960	17,380	13.92%
	17	愛荘町	1,320	15,400	16,720	7.89%
	18	竜王町	3,960	12,485	16,445	7.89%
	19	栗東市	2,390	13,992	16,382	7.35%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 20㎡	1	竜王町	3,960	0	3,960	100.00%
		甲賀市(2段階)	3,300	0	3,300	100.00%
	2	野洲市	891	2,200	3,091	28.83%
	3	高島市	3,080	0	3,080	100.00%
		甲賀市(1段階)	3,080	0	3,080	100.00%
	4	湖南省	1,091	1,969	3,060	35.65%
	5	日野町	2,960	0	2,960	100.00%
	6	近江八幡市	2,829	0	2,829	100.00%
	7	彦根市	2,816	0	2,816	100.00%
	8	甲賀市(現行)	2,723	0	2,723	100.00%
	9	長浜市	2,702	0	2,702	100.00%
	10	大津市	1,982	711	2,693	73.60%
	11	米原市	2,684	0	2,684	100.00%
	12	東近江市	2,640	0	2,640	100.00%
	12	多賀町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	甲良町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	豊郷町	2,640	0	2,640	100.00%
	12	守山市	2,270	370	2,640	85.98%
	12	愛荘町	1,320	1,320	2,640	50.00%
	18	草津市	2,420	0	2,420	100.00%
	19	栗東市	2,390	0	2,390	100.00%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 2,000㎡	1	大津市	1,982	816,671	818,653	0.24%
		甲賀市(2段階)	3,300	462,440	465,740	0.71%
	2	湖南省	1,019	442,475	443,494	0.23%
	3	高島市	3,080	438,020	441,100	0.70%
	4	野洲市	891	436,370	437,261	0.20%
		甲賀市(1段階)	3,080	429,440	432,520	0.71%
	5	守山市	2,270	419,523	421,793	0.54%
	6	米原市	2,684	418,902	421,586	0.64%
	7	近江八幡市	2,829	398,629	401,458	0.70%
	8	彦根市	2,816	398,310	401,126	0.70%
	9	長浜市	2,702	397,738	400,440	0.67%
	10	東近江市	2,640	396,220	398,860	0.66%
	11	甲賀市(現行)	2,723	385,110	387,833	0.70%
	12	日野町	2,970	375,320	378,290	0.79%
	13	多賀町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	甲良町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	13	豊郷町	2,640	372,680	375,320	0.70%
	16	愛荘町	1,320	357,720	359,040	0.37%
	17	栗東市	2,390	345,928	348,318	0.69%
	18	草津市	2,420	344,410	346,830	0.70%
	19	竜王町	3,960	312,675	316,635	1.25%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 56㎡	1	大津市	1,982	9,195	11,177	17.73%
	2	高島市	3,080	6,330	9,410	32.73%
	3	東近江市	2,640	6,580	9,220	28.63%
		甲賀市(2段階)	3,300	5,544	8,844	37.31%
	4	湖南省	1,019	7,570	8,589	11.86%
	5	米原市	2,684	5,841	8,525	31.48%
	6	彦根市	2,816	5,544	8,360	33.68%
	7	日野町	2,960	5,356	8,316	35.59%
		甲賀市(1段階)	3,080	5,148	8,228	37.43%
	8	近江八幡市	2,829	5,353	8,182	34.58%
	9	甲賀市(現行)	2,723	5,443	8,166	33.35%
	10	長浜市	2,702	5,346	8,048	33.57%
	11	野洲市	891	7,150	8,041	11.08%
	12	多賀町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	12	甲良町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	12	豊郷町	2,640	5,148	7,788	33.90%
	15	竜王町	3,960	3,575	7,535	52.55%
	16	守山市	2,270	5,130	7,400	30.68%
	17	愛荘町	1,320	6,072	7,392	17.86%
	18	草津市	2,420	4,884	7,304	33.13%
	19	栗東市	2,390	4,760	7,150	33.43%

区分	順位	市町名	基本料金	超過(使用)料金	使用料	基本料金の割合
使用水量 6,000㎡	1	大津市	1,982	2,054,700	2,056,682	0.10%
		甲賀市(2段階)	3,300	1,559,140	1,562,440	0.21%
	2	高島市	3,080	1,494,020	1,497,100	0.21%
	3	野洲市	891	1,470,370	1,471,261	0.06%
	4	近江八幡市	2,829	1,454,892	1,457,721	0.19%
		甲賀市(1段階)	3,080	1,438,360	1,441,440	0.21%
	5	米原市	2,684	1,435,302	1,437,986	0.19%
	6	湖南省	1,019	1,419,275	1,420,294	0.07%
	7	長浜市	2,702	1,409,738	1,412,440	0.19%
	8	彦根市	2,816	1,397,110	1,399,926	0.20%
	9	多賀町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	9	甲良町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	9	豊郷町	2,640	1,296,680	1,299,320	0.20%
	12	愛荘町	1,320	1,281,720	1,283,040	0.10%
	13	甲賀市(現行)	2,723	1,265,110	1,267,833	0.21%
	14	東近江市	2,640	1,258,620	1,261,260	0.21%
	15	日野町	2,970	1,255,320	1,258,290	0.24%
	16	栗東市	2,390	1,234,728	1,237,118	0.19%
	17	守山市	2,270	1,226,360	1,228,630	0.18%
	18	草津市	2,420	1,158,410	1,160,830	0.21%
	19	竜王町	3,960	1,038,675	1,042,635	0.38%

区分別 下水道使用水量 件数・割合

R2. 5-R3. 3調定 (公共＋農排)	件数 (件)	汚水量 (m³)	内訳			計	料金 (円・税抜き)	割合
			基本料金	超過料金	消費税			
全体	164, 661	9, 485, 535	420, 507, 415	1, 039, 259, 370	145, 897, 507	1, 605, 664, 292	1, 459, 766, 785	100. 00%
0m³	5, 491	0	12, 152, 208	0	1, 211, 872	13, 364, 080	12, 152, 208	3. 33%
1-10m³	15, 833	85, 887	37, 633, 962	15, 029	3, 755, 163	41, 404, 154	37, 648, 991	9. 62%
11-20m³	19, 609	306, 948	48, 389, 706	99, 207	4, 837, 157	53, 326, 070	48, 488, 913	11. 91%
21-30m³	24, 077	619, 294	59, 570, 084	18, 382, 541	7, 784, 610	85, 737, 235	77, 952, 625	14. 62%
31-40m³	27, 527	976, 368	68, 203, 896	56, 633, 249	12, 471, 325	137, 308, 470	124, 837, 145	16. 72%
41-50m³	24, 439	1, 106, 220	60, 554, 294	83, 389, 135	14, 383, 244	158, 326, 673	143, 943, 429	14. 84%
51-60m³	16, 913	932, 521	41, 907, 826	81, 538, 600	12, 336, 909	135, 783, 335	123, 446, 426	10. 27%
61-70m³	10, 691	696, 177	26, 537, 768	67, 298, 889	9, 379, 392	103, 216, 049	93, 836, 657	6. 49%
71-80m³	6, 512	488, 621	16, 175, 708	50, 793, 284	6, 694, 269	73, 663, 261	66, 968, 992	3. 96%
81-90m³	4, 106	349, 297	10, 263, 020	38, 246, 058	4, 849, 243	53, 358, 321	48, 509, 078	2. 49%
91-100m³	2, 532	240, 696	6, 312, 562	27, 444, 827	3, 374, 756	37, 132, 145	33, 757, 389	1. 54%
101-200m³	4, 580	578, 663	13, 171, 082	70, 952, 539	8, 410, 531	92, 534, 152	84, 123, 621	2. 78%
201-300m³	737	180, 988	3, 865, 655	23, 922, 030	2, 778, 446	30, 566, 131	27, 787, 685	0. 45%
301-400m³	475	165, 032	4, 487, 750	20, 895, 639	2, 538, 114	27, 921, 503	25, 383, 389	0. 29%
401-500m³	266	118, 631	3, 107, 380	15, 547, 270	1, 865, 346	20, 519, 996	18, 654, 650	0. 16%
501-600m³	149	81, 534	1, 596, 401	11, 279, 159	1, 287, 488	14, 163, 048	12, 875, 560	0. 09%
601-700m³	87	56, 377	1, 292, 472	7, 571, 811	886, 397	9, 750, 680	8, 864, 283	0. 05%
701-800m³	65	48, 352	819, 556	6, 810, 410	762, 963	8, 392, 929	7, 629, 966	0. 04%
801-900m³	51	43, 449	732, 277	6, 196, 291	692, 833	7, 621, 401	6, 928, 568	0. 03%
901-1000m³	46	43, 674	690, 804	6, 328, 472	701, 904	7, 721, 180	7, 019, 276	0. 03%
1001-1100m³	44	46, 209	361, 496	7, 209, 301	757, 060	8, 327, 857	7, 570, 797	0. 03%
1101-1200m³	43	49, 247	158, 464	8, 053, 113	821, 141	9, 032, 718	8, 211, 577	0. 03%
1201-1300m³	30	37, 447	143, 608	6, 093, 285	623, 676	6, 860, 569	6, 236, 893	0. 02%
1301-1400m³	23	30, 942	225, 316	4, 834, 273	505, 948	5, 565, 537	5, 059, 589	0. 01%
1401-1500m³	24	34, 703	267, 408	5, 411, 513	567, 881	6, 246, 802	5, 678, 921	0. 01%
1501m³以上	311	2, 168, 258	1, 886, 712	414, 313, 445	41, 619, 839	457, 819, 996	416, 200, 157	0. 19%
	164, 661	9, 485, 535	420, 507, 415	1, 039, 259, 370	145, 897, 507	1, 605, 664, 292	1, 459, 766, 785	

*R3. 4. 19現在（R2. 5-R3. 3調定）